

なにわ大阪研究センター研究費に係る取扱要領

2014年8月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、関西大学なにわ大阪研究センター規程（以下「センター規程」という。）第7条第1項に規定する研究班の研究費（以下「本研究費」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(研究班)

第2条 基幹研究班は、センター長又は副センター長を研究代表者とし、常設の研究班として、センター規程第3条第1号に規定する調査研究を進める。

2 公募研究班は、学内公募により研究班を決定し、センター規程第3条第1号に規定する調査研究を進める。ただし、公募する研究テーマは、なにわ大阪研究センター委員会（以下「センター委員会」という。）が別途定める。

(支給対象及び支給額)

第3条 本研究費は、基幹研究班及び公募研究班による共同研究を対象とする。

2 本研究費の支給（上限）額は、別途定める。

(研究期間)

第4条 研究期間は、基幹研究班は1年とし、公募研究班は2年以内とする。

(審議機関)

第5条 本研究費の取扱いに関する事項は、センター委員会が審議する。

(研究班の構成)

第6条 研究班は、次の者をもって構成する。

(1) 研究代表者 本学専任教育職員（特別契約教授を含む。以下同じ。）であって研究班を代表し、研究計画の遂行及び共同研究としての成果の公表に関してすべての責任を持つ者。ただし、基幹研究班の研究代表者は、センター長又は副センター長が務める。

(2) 研究分担者 本学専任教育職員。ただし、研究遂行に必要な場合は、他大学等の研究者を含めることができる。

2 研究班における学内の専任教育職員の占める割合は、研究代表者を含む研究班構成人数の過半数とする。

3 研究遂行に必要な場合、第1項に規定する以外の者及び本学大学院生を研究協力者として参加させることができる。ただし、研究協力者は研究班には含めない。

(欠格事由)

第7条 研究代表者として本研究費による他の研究計画に申請・参加している者は、本研究費の申請を行うことができない。

(申請)

第8条 本研究費を申請しようとする者は、研究計画書を、前年度の所定の期日までに、所属の学部、研究科、教育推進部又は国際部の長（以下「所属長」という。）を経て、学長に提出し、採否及び支給額の審査を受けるものとする。

(審査等)

第9条 センター委員会は、前条の研究計画を審査し、支給額の配分等を審議した上、学長に報告する。

2 学長は、センター委員会の報告に基づき、採否及び支給額を決定する。

(決定通知)

第10条 学長は、前条第2項の規定により決定した支給額を、所属長を通じて研究代表者に通知する。

(計画の変更)

第11条 研究班又は支給額を変更する必要があるときは、直ちにセンター委員会の審議に付さな

ければならない。

（成果の公表）

第12条 研究代表者及び研究分担者は、その研究成果について、研究班を構成する全ての研究者が参画した共同研究の成果としてまとめたものを、研究期間終了後1年以内に、紀要、学術雑誌等に公表しなければならない。

2 前項に規定する研究成果を公表するときは、「関西大学研究拠点形成支援経費（大学主導型）取扱要領」に記載する「研究成果の公表における類型」を準用するものとし、本研究費の交付を受けたこと及び研究課題名等を謝辞として必ず明記しなければならない。

（準用）

第13条 この取扱要領に定めるもののほか、「使途範囲」「請求手続」「使途管理」「返還」及び「報告」については、「関西大学研究拠点形成支援経費（大学主導型）取扱規程」の規定を準用する。

（経費の事務）

第14条 本研究費に関する事務は、博物館事務室が行う。

附 則

この要領は、2014年8月27日から施行し、2014年9月1日から適用する。

附 則

この要領（改正）は、2016年10月28日から施行し、2016年10月1日から適用する。

附 則

この要領（改正）は、2017年6月7日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この要領（改正）は、2023年6月27日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則

この要領（改正）は、2024年7月8日から施行し、2024年4月1日から適用する。